

令和 7 年 10 月 17 日
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部整備課
大臣官房公共事業調査室
港湾局技術企画課
航空局航空ネットワーク部空港技術課

施工体制の点検を実施します！ ～公共工事の施工体制に関する全国一斉点検～

公共工事のより一層の適正な施工体制の確保と徹底を図るため、稼働中の国土交通省直轄工事を対象に、今年度も 10 月から 12 月までに「施工体制に関する全国一斉点検」を実施します。

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要です。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）」においては、施工体制の適正化や安全衛生、その他の労働環境の改善の配慮が謳われており、より一層の適正な施工体制の確保と徹底が求められています。

国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法や品確法の趣旨の徹底をより一層図るため、平成 14 年度より稼働中の国土交通省直轄工事を対象に「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しています。

今年度も 10 月から 12 月までを全国一斉点検期間として 24 回目となる本点検を実施します。

※「施工体制に関する全国一斉点検」の実施方法については、別紙をご参照ください。

<問合せ先>

大臣官房技術調査課	工事監視官	荒井
代表：(03)5253-8111（内線 22306）、直通：(03)5253-8221		
大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室	課長補佐	七枝
代表：(03)5253-8111（内線 23414）、直通：(03)5253-8239		
大臣官房公共事業調査室	課長補佐	佐藤
代表：(03)5253-8111（内線 24296）、直通：(03)5253-8258		
港湾局技術企画課	課長補佐	柳
代表：(03)5253-8111（内線 46536）、直通：(03)5253-8905		
航空局航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐	大谷
代表：(03)5253-8111（内線 49502）、直通：(03)5253-8725		



公共工事の施工体制に関する全国一斉点検実施方法

(1) 点検時期

令和 7 年度上半期発注工事の現場作業が本格化する 10 月から 12 月を全国一斉点検期間とし、期間内に任意の実施日を定めて実施する。

(2) 点検対象工事

以下の条件に合致する請負工事から抽出する。

- ①請負金額が 4,500 万円（建築一式工事においては 9,000 万円）以上の工事から抽出する。
- ②令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日に契約した工事では、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事においては 8,000 万円）以上の工事から抽出する。
- ③平成 28 年 6 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日に契約した工事では、請負金額が 3,500 万円（建築一式工事においては 7,000 万円）以上の工事から抽出する。
- ④平成 28 年 5 月 31 日以前に契約した工事では、請負金額が 2,500 万円（建築一式工事においては 5,000 万円）以上の工事から抽出する。

なお、対象工事のうち、低入札価格調査対象工事については、請負金額に関わらず全ての工事を点検対象とする。

(3) 点検内容

1. 監理技術者等の配置に関する点検
2. 下請負契約に関する点検
3. 施工体制台帳の備え付けに関する点検
4. 下請負人の点検